

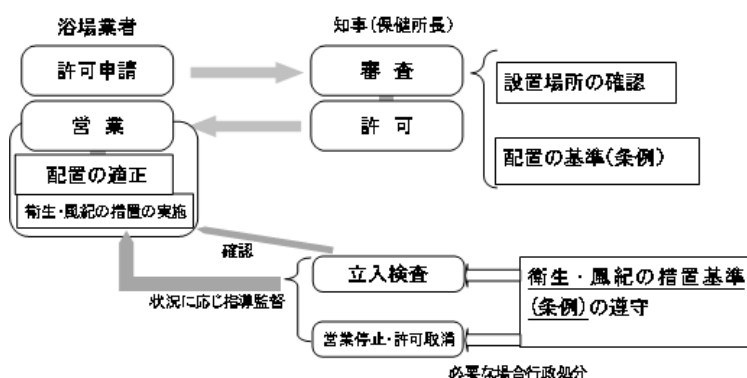
# 公衆浴場法施行条例の一部改正について

## 1 改正の趣旨

公衆浴場法施行条例（昭和 35 年岩手県条例第 58 号。以下「本条例」という。）について、公衆浴場の営業者に対する指導監督の根拠である入浴者の衛生措置基準を改正しようとするものである。

## 2 公衆浴場法の体系

公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）に基づく許可及び指導監督等の概要は次のとおりである。



## 3 条例改正の方向性

昨年度の旅館業法施行条例の改正、公衆浴場に係る衛生環境の変化及び公衆浴場の多様化等の状況を踏まえ、入浴者の衛生確保に配慮の上、衛生措置基準のうち、(1) 照明に係る数値基準の定性的規定への見直し、(2) レジオネラ対策に係る規定内容の一部見直し及び(3) 設備設置に係る適用除外規定の新設をしようとするものである。

### (1) 照明に係る数値基準の定性的規定への見直し

- ・照明（第 3 条第 1 項第 2 号）

脱衣所及び浴室の照明については、照度の数値基準（150 ルクス以上）を求めているが、同じく入浴施設について規定している旅館業法施行条例は、昨年度の改正により照明の数値基準を定性的な規定（十分な照度）に改めていることを踏まえ、旅館業法施行条例と同様に定性的規定に改めようとするものである。

(改正前)150 ルクス以上 ⇒ (改正後)十分な照度を保つこと

### (2) レジオネラ対策に係る規定内容の一部見直し

- ・貯湯槽の温水の管理（レジオネラ対策）（第 3 条第 1 項第 21 号）

貯湯槽の温水については、レジオネラ属菌の滅菌のために温度設定（60 度以上）を求めているが、消毒による滅菌が可能であることが実証されていること等を踏まえ、消毒による対応を認める改正をしようとするものである。

(改正前)60 度以上 ⇒ (改正後)60 度以上。

これにより難しい場合はレジオネラ属菌が不検出となるよう消毒

### (3) 設備設置に係る適用除外規定の新設

- ・蒸気等を使用する公衆浴場の設備設置の適用除外（第4条第2項（新設））

蒸気等を使用する公衆浴場については、衛生確保のため、シャワー等の設置を求めているが（第4条第2号）、公衆浴場の多様化により、他者との接触なしに利用できる形態のものが見られ、そうした営業形態の場合にはシャワー等を利用しなくても衛生上支障がないと判断されることから、シャワー等の設置の適用除外を認める規定を新設しようとするものである。

## 4 今後の予定

本条例の一部改正（案）については、県議会令和2年2月定例会への提案に向けて検討を進めるものであること。